

安平町墓地条例の一部改正（案）に関する意見募集

令和3年10月に供用開始を予定している安平町共同墓の所在地や名称、共同墓へ埋蔵する使用要件などを定めるため、安平町墓地条例の一部改正を行う予定です。つきましては、安平町墓地条例の一部改正（案）について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

意見募集の対象

安平町墓地条例の一部改正（案）

公開する資料と閲覧方法等

①公開する資料

- ア. 安平町墓地条例の一部改正（案）の概要について
- イ. 安平町墓地条例の一部改正する条例（案）新旧対照表

②資料の閲覧方法

- ・税務住民課住民生活グループ（総合庁舎）および住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）で閲覧できます。
- ・町ホームページに掲載しています。ご覧になれない方は、税務住民課住民生活グループまでご連絡ください。郵送などでお届けします。

意見の提出方法および場所

備え付けの提案書（意見記入票）をご利用ください。提案書（意見記入票）と同様の項目を記述している場合は、任意による書面で構いません。

- ①持参の場合：税務住民課（総合庁舎）、住民サービス課（総合支所）へ提出してください。
- ②郵送の場合：〒059-1595 安平町早来大町95番地
安平町役場 税務住民課住民生活グループ
- ③ファクシミリの場合：提案書を税務住民課（FAX ② 3883）まで送信してください。
- ④電子メールの場合：提案書を添付またはメール本文等に入力し送信してください。
税務住民課住民生活グループ：k-eisei@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による意見は受け付けしません。

募集期間

7月20日(火)～8月13日(金)17時15分まで

対象者

- ①町内に居住または通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

公表および応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方について、総合庁舎および総合支所（窓口）、町ホームページで公表します。

その他

提案内容について、詳しくお聞きする場合や協議した結果をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。

問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎② 2940